

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 29 日（火）第3029号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 警察法第78条第1項の規定により鹿児島県警察において無償使用をしている国有物品の管理に関する規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 1

公 安 委 員 会 規 則

警察法第78条第1項の規定により鹿児島県警察において無償使用をしている国有物品の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第13号

警察法第78条第1項の規定により鹿児島県警察において無償使用をしている国有物品の管理に関する規則の一部を改正する規則

警察法第78条第1項の規定により鹿児島県警察において無償使用をしている国有物品の管理に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「備品」を「重要物品及び備品」に改める。

第21条及び第22条中「物品供用簿（備品）」を「物品供用簿（重要物品・備品）」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式に備考として次のように加える。

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第10条関係)

物品修繕 (改造) 書					第	年	月	号
物品供用員	理事官等	補佐等	係長等	係	課 所 隊 校 署			
請求 次のとおり修繕 (改造) を通知する。 命令								
本 部 長 契約等担当官 物品管理官	物品出納員	理事官等	補佐等	係長等	係			
分 類 I		分 類 II		細 分 類				
警 察 庁				重 要 物 品 備 品 消 耗 品				
品 目	規 格	数 量	価 格	摘 要				
修繕 (改造) の理由, 内容及び条件								
物品管理簿, 物品出納簿 記 録 済		物品供用簿記録済		物品修繕 (改造) 寄託簿 記 録 済				
年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩			

備考 決裁欄は, 適宜変更することができる。

第 4 号様式 (第11条関係)

物品取得 (供用) 書					第	年	月	号	
物品供用員	理事官等	補佐等	係長等	係	課 所 隊 校 署				
請求 次のとおり取得 (供用) を通知する。 命令									
本部長 契約等担当官 物品管理官	物品出納員	理事官等	補佐等	係長等	係				
分 類 I			分 類 II		細 分 類				
警 察 庁					重 要 物 品 備 品 消 耗 品				
品 目	規 格	数 量	取 得 時 期 及 び 場 所	供用目的及び 取 得 原 因					
摘要									
契約者名									
契約年月日		契約金額							
物品管理簿, 物品出納簿記録済				物 品 供 用 簿 記 録 済					
年 月 日				㊟		年 月 日			㊟

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

別記第 7 号様式から別記第 9 号様式までを次のように改める。
 第 7 号様式 (第14条関係)

物 品 返 納 書						第	年	月	号
物品供用員	理事官等	補佐等	係長等	係	課 所 隊 校 署				
してよろしいか。 次のとおり返納を 命ずる。									
本 部 長 物品管理官	物品出納員	理事官等	補佐等	係長等	係				
分 類 I			分 類 II			細 分 類			
警 察 庁						重 要 物 品 備 耗 品			
品 目	規 格	現 在 高	数 量	理 由	現 況				
摘要									
物品管理簿, 物品出納簿記録済					物 品 供 用 簿 記 録 済				
年 月 日					年 月 日				
Ⓢ					Ⓢ				

備考 決裁欄は, 適宜変更することができる。

第 8 号様式 (第15条関係)

物 品 供 用 換 書					第	号
					年	日
					月	
物品供用員	理事官等	補佐等	係長等	係	課 所 隊 校 署	
供用換先所属						
請求する。 次のとおり供用換をしてよろしいか。 命ずる。						
本 部 長	物品出納員	理事官等	補佐等	係長等	係	
物品管理官						
分 類 I		分 類 II		細 分 類		
警 察 庁				重 要 物 品 備 耗 品		
品 目	規 格	数 量	現 在 高	供用目的		
摘要						
物品管理簿, 物品出納簿記録済				物 品 供 用 簿 記 録 済		
年 月 日 ㊟				年 月 日 ㊟		

備考 決裁欄は, 適宜変更することができる。

第 9 号様式 (第15条関係)

物品供用換通知書

					第	年	月	号	日
物品供用員	理 事 官 等	補 佐 等	係 長 等	係				課 所 隊 校 署	受
物品供用員	理 事 官 等	補 佐 等	係 長 等	係				課 所 隊 校 署	払
本部長の命により次のとおり物品の供用換の通知をする。									
分 類 I			分 類 II		細 分 類				
警 察 庁					重 要 物 品 備 用 品 消 耗 品				
品 目	規 格	数 量	現 在 高	供用目的					
摘要									
物品供用換書	第	号	年	月	日				
送付年月日	年	月	日	領収年月日	年	月	日		
物品供用簿記録済	年	月	日	㊟					

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

別記第13号様式及び別記第14号様式を次のように改める。
 第13号様式 (第21条, 第22条関係)

物品出納簿

分類Ⅰ 警察庁 分類Ⅱ 細分類		品目				単位 ()				
年 月 日	摘 要	異動数量		現在高		計	供用内訳			備 考
		増	減	供用	保管					

備考1 物品の分類及び細分類並びに品目別に別葉とする。

2 記載の方法

- (1) 年月日欄は当該異動があった年月日を記載する。
- (2) 摘要欄は供用課署等名, 命令番号その他必要な事項を記載する。
- (3) 供用内訳欄は供用課署等名を記載する。
- (4) 毎葉の余白が無くなった場合には, 当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越し」と記載して繰越しをするものとする。

第14号様式 (第21条, 第22条関係)

物品供用簿 (重要物品・備品)

分類Ⅰ 警察庁 分類Ⅱ		品目				単位 ()	
年 月 日	摘 要	異 動 数 量		現 在 高			備 考
		増	減	供 用	保 管	計	

備考1 物品の分類及び細分類並びに品目別に別葉とする。

細分類については, 様式名の不要な文字を取り消すことにより明らかにするものとする。

2 記載の方法

- (1) 年月日欄は当該異動があった年月日を記載する。
- (2) 摘要欄は供用課署等名, 命令番号その他必要な事項を記載する。
- (3) 毎葉の余白が無くなった場合には, 当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越し」と記載して繰越しをするものとする。

附 則

- 1 この規則は, 公布の日から施行する。
- 2 改正前の警察法第78条第1項の規定により鹿児島県警察において無償使用をしている国有物品の管理に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は, 当分の間, 必要な調整をして使用することができる。